

## I 欠損金の繰越控除制度に関する改正

### 1 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度の整備

#### 〔制度の概要〕

この制度は、法人の各事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（既に当該各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除きます。）がある場合には、その欠損金額に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額を限度として、損金の額に算入するというものです（旧法57①）。ただし、欠損金額の生じた事業年度に青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後も連続して確定申告書を提出していることが必要です（法57⑩）。

#### 〔改正の内容〕

この制度による繰越控除の対象となる欠損金額が、各事業年度開始の日前7年以内（改正前は5年以内）に開始した事業年度において生じた欠損金額とされました（法57）。

#### 〔適用時期〕

平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額について適用され、同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、従来どおり適用されます（改正法附則13）。

### 2 青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度の整備

#### 〔制度の概要〕

この制度は、法人の各事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（**1**の青色欠損金の繰越控除制度の適用があるもの又は法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用があるものを除きます。）のうち、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について震災、風水害、火災等の災害により生じた損失に係るもので一定のもの（以下「災害損失欠損金額」といいます。）があるときは、その災害損失欠損金額に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額を限度として、損金の額に算入するというものです（旧法58①）。ただし、欠損金額の生じた事業年度に災害損失欠損金額の明細を記載した確定申告書を提出し、かつ、その後も連続して確定申告書を提出していることが必要です（法58⑤）。

#### 〔改正の内容〕

この制度による繰越控除の対象となる災害損失欠損金額が、各事業年度開始の日前7年以内（改正前は5年以内）に開始した事業年度において生じた欠損金額とされました（法58）。

#### 〔適用時期〕

平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額について適用され、同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、従来どおり適用されます（改正法附則13）。

### 3 資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入制度の整備

#### 〔制度の概要〕

この制度は、法人（連結子法人を除きます。）に商法の規定による整理開始の命令があったこと等一定の事実が生じた場合において、その事実があったことに伴いその役員若しくは株主等である者若しくはこれらであった者から私財の提供を受け、又はその事実の生じた時に債権者から債務の免除を受けるときは、その受ける日の属する事業年度前の事業年度において生じた欠損金額（連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額を含みます。）で一定の金額のうち、その私財提供益及び債務免除益の合計額に達するまでの金額を、損金の額に算入するというものです（法59①）。

この場合の欠損金額で「一定の金額」とは、私財提供又は債務免除を受ける日の属する事業年度（以下「適用年度」といいます。）の終了の時ににおける前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額から次のイ及びロの金額の合計額を控除した金額とされています（旧法令118）。

イ 適用年度終了の時における資本積立金額

ロ 法第57条《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》又は第58条《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定により適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される欠損金額

#### 〔改正の内容〕

この制度による損金算入の対象となる欠損金額の算定上、上記イの資本積立金額は控除しないこととされました（法令118）。

また、連結法人が法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定により個別損金額を計算する場合においても、同様の改正が行われています（法令155の4）。

#### 〔適用時期〕

平成16年4月1日以後に開始する事業年度について適用され、同日前に開始した事業年度については、従来どおり適用されます（改正法令附則2）。

## 4 その他

その他の欠損金の繰越控除制度等について、次の改正が行われました。

| 改 正 事 項                                                                                 | 改 正 の 内 容                                                                                                    | 適 用 時 期 等                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 連結欠損金の繰越控除（法81の9、改正法附則14）                                                           | ○ 繰越控除の対象となる連結欠損金額が、各連結事業年度開始の前7年以内（改正前は5年以内）に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額とされました。                                 | 平13.4.1以後に開始した連結事業年度（法第81条の9第2項に規定する政令で定める連結事業年度を含みます。以下(1)において同じ。）において生じた連結欠損金額について適用され、同日前に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、従来どおり適用されます。 |
| (2) 欠損金の繰越期間の特例（旧措法66の12、66の13、旧措令39の23、39の24、旧措規22の12、22の13、改正法附則44、改正措令附則27、改正措規附則16） | ○ 青色欠損金の繰越期間が7年間（改正前は5年間）に延長されたことに伴い、次の特例制度が廃止されました。<br>・ 設備廃棄等欠損金額の繰越期間の特例<br>・ 特定対内投資事業者等に係る特例欠損金額の繰越期間の特例 | 平13.4.1前に開始した事業年度において生じた設備廃棄等欠損金額又は特例欠損金額については、従来どおり適用されます。                                                                            |
| (3) 欠損金の繰戻しによる還付の不適用（措法66の12①、68の98①、旧措法66の14）                                          | ○ 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。<br>また、中小企業経営革新支援法の中小企業者が不適用の対象から除かれる期間についても、同日まで2年延長されました。  | —                                                                                                                                      |
| (4) 特定目的信託に係る課税の特例（措法68の3の3⑨）                                                           | ○ 特定目的信託の欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。                                                      | —                                                                                                                                      |
| (5) 特定投資信託に係る課税の特例（措法68の3の4⑨）                                                           | ○ 特定投資信託の欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。                                                      | —                                                                                                                                      |